

令和7年7月12日

事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地の変更について

産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第21条の2第2項の規定に基づき、事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第3項の規定に基づき、公示する。

1. 株式会社みずほ銀行が事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地

（1）変更事項

営業所又は 事務所の名称	変更前	変更後	変更年月日
大阪法人第一部	大阪府大阪市中央区今橋 4-2-1	大阪府大阪市中央区北浜 3-6-22	令和7年9月16日
大阪法人第二部	大阪府大阪市中央区今橋 4-2-1	大阪府大阪市中央区北浜 3-6-22	令和7年9月16日
大阪営業第一部	大阪府大阪市中央区今橋 4-2-1	大阪府大阪市中央区北浜 3-6-22	令和7年9月16日
大阪営業第二部	大阪府大阪市中央区今橋 4-2-1	大阪府大阪市中央区北浜 3-6-22	令和7年9月16日

（2）変更の理由

営業所移転のため